

## 監査委員公表第9号

### 監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査を寒川町監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和4年10月28日

寒川町監査委員 北村美仁  
同 太田眞奈美

#### 1 監査の種類

財政援助団体等の監査（補助団体）

#### 2 監査の実施期間

令和4年9月2日から令和4年9月30日まで

#### 3 監査の対象部課等

寒川町商工会

所管課：環境経済部 産業振興課

#### 4 監査の対象

寒川町から交付した補助金（令和3年度分）に係る補助団体の出納その他事務の執行及び産業振興課の上記団体への補助金に係る出納その他の事務

#### 5 監査の着眼点（評価項目）及び実施内容

##### (1) 財政援助団体

- ア 補助事業は適正かつ効率的に執行され、補助目的に沿った効果をあげているか。
- イ 補助金に係る収支の会計処理及び財産管理が適正に行われているか。
- ウ 関係帳簿の整理、記帳が適正に行われているか。証拠書類の保存は適切か。
- エ 実績報告書と決算に係る計算書類の金額は一致しているか。

##### (2) 所管課

- ア 補助金の交付目的、対象事業の内容は明確であるか。
- イ 補助金の額の算定、交付方法、時期、戻入の手続きが適正であるか。
- ウ 補助金の効果、条件の履行が実績報告書によりなされているか。
- エ 補助団体の指導監督が適切に行われているか。
- オ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

#### 6 監査の結果

寒川町商工会への財政援助に係る出納、その他事務の執行状況及び同団体に対する所

管課の指導状況等を監査した結果、「寒川町商工会補助金交付要綱」に基づき交付された補助金の執行の一部について、改善を要する事項が見受けられた。

所管課にあつては、寒川町商工会に対する適切な指導を行うとともに、協議、調整を図ること。寒川町商工会は、今後、協議、調整に基づき適切な措置を講じられたい。

なお、留意事項については文書指導とし、軽微な留意事項については口頭で指導した。

## 7 監査の結果に関する意見

### 商工会への講評

#### (1) 他団体への助成金交付について

青年部へ24万円、女性部への40万円の助成金の支出については、助成金の使途が不明であった。

また、寒川駅前公園イルミネーション設置助成金167,750円の寒川駅北口商店会への支出についても支出の内訳がなく使途が不明である。

補助金の制度は、政策を実現する有効な手段であるが、公益性が前提であることから手続きの透明性と説明責任が求められるので、助成金の使途は明確にするよう改善されたい。

補助金については、その性格が事業費への補助であり、原則として使途の精査を行ったうえで活動ができなかった場合の戻し入れが必要である。

特に女性部においては、40周年事業の繰越金約20万円を、50周年事業へ繰入れていくが、単年度会計の原則に反する不適切な処理であると考えられる。

今後、補助金の執行については、交付の趣旨、目的に従い適正に行われたい。また、前回の監査においても課題としてあげているが、各団体への補助事業については、補助の目的が成果として表れるよう努力していただきたい。

#### (2) 補助金の見直しについて

補助金の事務処理については、今後も諸規定を遵守し、補助金交付の趣旨を損なうことのないような予算執行に努めていただきたい。

なお、コロナ禍という特殊な状況の中で、予算の配分など苦労したものと思うが、繰越金が過大とならない工夫として、会館建設基金への積み立てが妥当だったのかなど検証が必要だと考える。会館建設基金への積み立ては、町の補助対象事業ではないが、そもそも余剰金が発生しているなら町の補助は必要ないと考えられるので、所管課と協議、検討をされたい。

#### (3) 棒コロ、キッチンカーについて

キッチンカーが稼働していないようであるが、維持費はかかっている。キッチンカーの人气が高まっている今、棒コロを活用し、食べやすくして売り出す出店者を募集するなど、貸出ししやすいような仕組みを検討されたい。

#### (4) 女性部の活動について

地域を盛り上げていくには、女性のアイデアが大切である。今後はさらに女性の力を地域の活性化につなげていく活動を女性部に取り入れてほしい。

#### (5) 共通商品券の未換金分について

寒川町共通商品券の未換金分が2,700万円となっている。使用されていない商品券の活用を促す広告を打つなど、預り金の解消に取り組んでほしい。また、今後の共通商品券のあり方について、デジタル化や地域通貨、アプリへの移行などを検討されたい。

#### (6) 定款・規程等について

就業規則等の日々の勤務に関する規程の改定は行われているが、その他の多くの規程は改定されてから相当の時間がたっており、改定が必要なものがあると考えられるので、見直しを行われたい。

(7) 組織の自立等について

県内の他商工会と比較して低額であった会費の改定を令和元年に行ったとのことであるが、会費のほか、収益事業の見直しなどにより、より自立できる団体を目指してほしい。また、会館建設基金積立金に定期的に積み立てを行っているが、会館の建替えの前に、今後の商工会館の在り方といった課題を検討していく必要があると考える。健康管理センターや役場の建替えなど、商工会館周辺の土地利用なども踏まえ、様々な検討を行われたい。

(8) 今後について

寒川町は産業集積があり、圏央道のインターチェンジ設置などにより交通利便性が向上するなどポテンシャルの高い町だと思う。

町は「高座」のこころをスローガンとしてブランド化し、シティーセールスを進めている。こうした取り組みについて町との情報共有や連携をさらに深めるとともに、地域に根付いた商工会として今後も各事業の発展や地域経済の発展に努めていただきたい。

### 産業振興課への講評

(1) 補助金について

町の厳しい財政状況を踏まえ、補助事業の内容の精査や活動状況を把握し、補助金の必要性や効果を見極めて予算措置をする必要がある。

また、補助金については、実態として補助が長期化すると、既得権益になっている事例が多く見受けられる。こうした慢性化を防ぐため、補助金の公益性、妥当性を検討し、透明性や必要性、有効性などを検証しなければならない。

今回の監査対象である寒川町商工会に関する補助金については、事業費補助であることから、「事業成果説明書」の補助事業等の実施内容や成果は、補助対象である地域活性化事業について記載し、担当課は補助目的が達成されたかを確認する必要があるが、充当表と総代会資料のみで確認していた。

補助目的が達成されたかを検証する際は、検証のため不足する書類を求めることや、決算資料へのわかりやすい記載について商工会とともに検討、調整されたい。

(2) 剰余金の取り扱いについて

令和3年度決算において、会館建設引当金が当初予算より400万円多く積み増しされている。町の補助金は充当されていないが、目標年次を設定していない積立である。毎年の繰越金の状況や、引当資産が過剰である場合は、補助金の効果を検証したうえで、補助額の増減について検討し、適切な補助金の交付となるよう努められたい。

なお、補助金の交付事務については、今後も交付規則、要綱に定められた手続きに基づき適正に執行されたい。